R7 年４月
改定

令和7年度　沼津市立長井崎小中一貫学校いじめ防止基本方針

「いじめ」とは…学校内外、インターネット上などで行われる、言葉や暴力、嫌がらせなどであり、相手の心や体、ものを傷つける行為のことです。いじめは誰に対しても絶対許されません。

全職員で一人ひとりの児童生徒を見守り育てる

＜全職員の心がけ・実践＞
- 学校生活の中で児童生徒一人ひとりを丁寧に理解し、いじめを生まない支援・指導をする。
- いじめの早期発見と迅速な対応準備。

家庭との相談、連携、共通理解を図る。

＜児童・生徒＞
- 学級内、異学年との関わり合いで自己肯定感や他者尊重、思いやりの気持ちを育てる。
- 児童生徒会活動：いじめ０（ゼロ）　の実践。

いじめアンケートの実施　本人の訴えや悩みごとの相談　周囲からの情報
いじめと思われる状況の察知とその確認

アンケート結果
データ化し、
全職員共通理解

いじめの発見

発見者は、担任・志部長へ一報　→生徒指導主事・生徒指導主任
→　教頭　→　校長へ

＜いじめ対策委員会＞

委員：校長・教頭・生徒指導主事（主任）・教務主任・志部長・当該学級担任・養護教諭
（※ケースに応じて柔軟に編成し、関係職員で協議する。）

＜初動対応の決定 →初動対応後（事実確認等）＞

○役割分担を行い事実の確認を行う。
- 本人　・関係生徒

＊複数の教員で対応し、個別に話を聞く。

○情報の収集（ＳＣ・養護教諭など）
○保護者・関係機関等への連絡
（必要に応じて）

＜指導・支援方針の決定＞

◎事実を迅速に確認した後、「いじめ対策委員会」で対応、指導、支援方針を決定
- いじめた児童生徒、いじめられた児童生徒生徒への具体的な指導、支援、手順を決定する。
- 周囲の児童生徒たちへの具体的な対応、指導の仕方、手順を検討、決定する。
- 事後指導、保護者への対応について検討、決定する。
- 重大事態が発生した場合は、緊急で職員会議の実施、外部機関と連携を図り、すみやかに対応を決定する

＜いじめられた児童生徒への支援＞
- いじめ解消に向けて親身に対応する。
- カウンセリング等の支援も行う。

＜いじめた児童生徒への指導＞
- 自分の行為を反省し、謝罪や更正方法について共に考える。

＜いじめられた児童生徒の保護者への対応＞
- 訴え、相談に親身に対応する。
- いじめ解消に共に協力する体制をつくる。

＜いじめた児童生徒の保護者への対応＞
- いじめの原因を考え、今後の生活にプラスになるように共に考える。

＜周囲の児童生徒への指導＞
- 心を耕す指導を行い、いじめを生まない集団づくりをする。

＜関係機関との連携＞
- ＳＣなどからの支援、連携協力。
- 教育委員会、警察、児童相談所との連携。

＜全教職員への周知＞
- いじめの発見から対応までの共通理解、共通実践の確認
- 指導後の情報の共有
- 指導に関する振り返り
- 事後指導と経過観察確認

＜事後指導と経過観察＞
- いじめを受けた児童生徒との信頼関係の構築
- いじめた児童生徒への声かけ
- 周囲の児童生徒の心の耕し（思いやりの心）
- 学校生活のあらゆる場での人権教育の実践
- 必要に応じたケース会議（いじめ対策委員会）

いじめ０（ゼロ）の長井崎小中一貫学校 ⇔ **児童生徒会本部・児童生徒全員**
＊児童生徒の自治的な活動